

休漁補償共済

漁獲共済とセット加入で経営安定



休漁補償共済とは

- 休漁補償共済は、漁獲共済（採貝採藻業を除く）の契約をしている漁業者を対象とした共済です。避けることができない不慮の事故による休漁等に対し、漁期途中の損害を補てんできます。漁獲共済とセットで加入することにより、漁業経営を守る強力な後ろ盾になります。

休漁補償共済に加入できる者

- ◆漁船漁業を営み漁獲共済に加入している者
- ◆定置漁業を営み漁獲共済に加入している者

※補償限度額が一定額に満たない者、操業が安定しない者、その他共済組合が定める事由に該当する者は、休漁補償共済に加入できない場合があります。



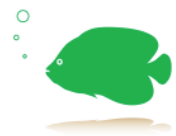
加入のしかた

- 漁獲共済（基本契約）の申込みに併せて加入します。
- 共済責任期間は、基本契約の責任開始日から1年間です。
- 運搬船・灯船・探索船を使用して操業する漁船漁業（まき網等）は全休特約を選択できます。

補償内容

補償限度額

- 休漁補償共済の補償限度額は、契約者の選択により、基本契約の共済限度額の **10% (3,000万円を上限)** 又は **5% (1,500万円を上限)** となります。



単位補償限度額

- ◆基本契約に係る漁業が複数の漁業単位で同時に操業する漁業である場合には、補償限度額を漁業単位ごとに区分した単位補償限度額が適用されます。
- ◆単位補償限度額は、漁業単位ごとの過去3年間の平均漁獲金額を基準として算定します。

てん補割合の種類

- てん補割合は以下の2種類があります。

種類	補償のしかた
1/2 てん補	補償限度額又は単位補償限度額を上限として、推定減収額の1/2を補償
1/3 てん補	補償限度額又は単位補償限度額を上限として、推定減収額の1/3を補償

共済事故と支払われる共済金

一般損害 (通常)

漁船や定置漁具の損傷などにより、基本契約に係る漁業の操業が **連続して10日以上制限されたとき** に共済事故に該当します。

$$\text{共済金} = \text{推定減収額} \times \text{てん補割合}^{\ast}$$

(但し、補償限度額又は単位補償限度額が上限)

※選択したてん補割合
(1/2 又は 1/3)

◆操業の制限に対して賠償金、保険金などが支払われた場合やその期間中に水揚げがある場合は、その金額を差し引いて推定減収額を算定します。

共済金の計算例

10%補償、全休特約なし、1/2 てん補割合で加入の場合

- 基本契約の漁業の種類：漁船漁業
- 基本契約の共済責任期間：4月15日～12月20日(250日間)
- 基本契約の共済限度額：1,000万円 → **補償限度額：100万円** (1,000万円×10%)
- 月別限度額：基本契約の共済限度額を過去の漁獲金額に応じて案分します。
- 休漁期間：5月10日～6月30日(52日間) ※上架待ち期間等を除外して認定します。

月	月別共済限度額	1日当り共済限度額	休漁日数	推定減収額
4月	320,000円	20,000円		
5月	2,170,000円	70,000円	22日	1,540,000円
6月	2,700,000円	90,000円	30日	2,700,000円
7月	930,000円	30,000円		
8月	620,000円	20,000円		
9月	1,350,000円	45,000円		
10月	1,240,000円	40,000円		
11月	570,000円	19,000円		
12月	100,000円	5,000円		
合計	10,000,000円		52日	4,240,000円

$$\begin{aligned} \text{共済金} &= \text{推定減収額} \times 1/2 \\ &= 4,240,000 \text{円} \times 1/2 \\ &= 2,120,000 \text{円} \end{aligned}$$

補償限度額を上限

支払われる共済金

補償限度額 **100万円**

一般損害 (全休特約)

全休特約を選択した場合は、基本契約に係る漁業の操業が **連続して10日以上全く操業できず、その期間中に水揚げが無い場合** に限り、共済事故に該当します。

※共済金の計算方法は上記と同じです。

※全休特約を付すと共済掛金が割安になります。



費用損害

損傷した漁船の修繕期間中に代船を借りて基本契約に係る漁業の操業をするための **用船費用が発生したとき** に共済事故に該当します。

$$\text{共済金} = \text{賃借に最低限必要な額}$$

(但し、損害の防止について有益だった費用が対象で、補償限度額又は単位補償限度額が上限)

◆賠償金、保険金などが支払われた場合は、その金額を差し引いて算定します。

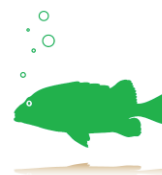


共済金の支払対象 とならない損害

- 基本契約に係る漁業を営むために必要と認められない漁船の運航が直接の原因によって生じた損害。
- 契約者又は漁業の操業を指揮する者の故意もしくは重大な過失によって生じた損害。
- 戦争、変乱、襲撃、捕獲、拿補又は抑留によって生じた損害。
- 漁船普通保険における分損事故原因に該当しない事故で生じた損害。

共済掛金

- 共済掛金は純共済掛金と附加共済掛金からなり、共済掛金率は、都道府県ごと、漁船漁業・定置漁業の区分ごと、全休特約の有無、てん補割合ごと、基本契約の共済責任期間の日数ごとに定められています。（なお、共済掛金率は定期的に見直されます。）
- 基本契約の契約内容が変更された場合は、休漁補償共済の契約内容も変更されることがあります。
- 共済掛金は全額損金（必要経費）算入できます。
- 純共済掛金率は直前契約の共済事故の有無による等級別割増があります。



直前契約の事故回数	1 回につき	無
等級の移動	6 等級増 (+30%)	1 等級減 (-5%)

等級	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増率 (%)	0	0	0	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40	+45

等級	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
割増率 (%)	+50	+55	+60	+65	+70	+75	+80	+85	+90	+95	+100

「ぎよさい」に加入してから守っていただく大切なこと

- 共済事故による損害認定を迅速かつ適正に行うために、共済組合が漁船や定置漁具の使用又は修繕の状況などについて報告および必要書類の提出を求めたときは、速やかに提出して下さい。
- 申込書の記載事項に変更があったときは、その内容を速やかに漁協又は共済組合に連絡して下さい。
- 共済事故が発生した、又はその恐れがある場合は、速やかに漁協又は共済組合に連絡して下さい。
- 事故内容を証明するために漁船保険組合（又は漁網会社等）の事故報告書などが必要です。

こんな時には、共済金の全部又は一部が減額されることがあります

- 上記の事項が守れないとき。
- 通常行う管理その他損害防止努力などが行われていないとき。
- 第三者の行為により生じた事故で、その被害に対する権利の保全又は行使について必要な措置が講じられていないとき。
- 一事故の共済金が5万円未満の場合。
- その他、共済規程で定める免責事項に該当するとき。

※基本契約が失効したときは、休漁補償共済の契約は失効します。

詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。


URL:<http://www.gyosai.or.jp>

ぎよさい 検索 